

目次

- 第1条 用語の定義
- 第2条 約款の運用
- 第3条 警備業者
- 第4条 警備対象物件
- 第5条 本サービスの内容
- 第6条 本契約の申込
- 第7条 申込の承諾
- 第8条 本契約の成立と利用開始日
- 第9条 契約期間・更新期間
- 第10条 申込書記載事項の変更
- 第11条 名義変更
- 第12条 権利譲渡の禁止
- 第13条 サービス提供の停止
- 第14条 契約者が行う本契約の解約
- 第15条 当社が行う本契約の解除
- 第16条 料金等
- 第17条 料金の支払い
- 第18条 料金等の請求時期および支払い期日等
- 第19条 本契約終了時に伴う料金等の精算方法
- 第20条 遅延損害金
- 第21条 損害賠償
- 第22条 特約
- 第23条 本サービスの廃止
- 第24条 個人情報の取り扱い
- 第25条 反社会的勢力の排除
- 第26条 再委託
- 第27条 権限
- 第28条 本約款の変更
- 第29条 本サービスに関する要望・苦情等の受付窓口
- 第30条 関連法令の遵守
- 第31条 管轄裁判所
- 第32条 協議事項
- 第33条 附則

第1条 用語の定義

本約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
当社	東急セキュリティ株式会社
本約款	東急セキュリティ駆けつけサービス約款(戸建住宅版)
本契約	東急セキュリティ駆けつけサービス(戸建住宅版)契約
主契約	防犯カメラサービス契約
本サービス	東急セキュリティ駆けつけサービス(戸建住宅版)
主サービス	イッツ・コミュニケーションズ株式会社が提供する防犯カメラサービス
主サービス提供事業者	イッツ・コミュニケーションズ株式会社
契約者	本サービスの契約をする個人または法人
依頼者	お客様に該当する者かつ、第5条1項の条件を満たした方
出勤依頼者	当社へ出勤依頼をする者
お客様	契約者、依頼者の総称
警備対象物件	本契約により本サービスを提供する対象となる物件

第2条 約款の運用

1. 当社は、当社の定める本約款および全国警備業協会の定める「消費者契約に関するガイドライン」に基づき、お客様に対し本サービスを提供します。当社は、主サービス提供事業者と契約者とで締結する主契約に付随するサービスとして、本サービスを提供します。なお、本約款は、本約款の定めを主契約の定めを優先して適用することとし、本約款に定めのない事項に関しては主契約の条項を適用するものとします。
2. 契約者と依頼者が異なる場合は、契約者が依頼者に必要な情報を提供するものとし、契約者は、本契約の全責任を負います。

第3条 警備業者

名称：東急セキュリティ株式会社 代表取締役社長 下形 和永

本社所在地：東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号

代表番号：03(6866)7101

第4条 警備対象物件

1. 警備対象物件の名称および所在地は所定の申込書に記載の通りとします。
2. 警備対象物件の所有者が契約者と異なる場合、次の事項について、警備対象物件所有者へ確認・許可をいただくようお願いします。契約者がその確認を怠ったことにより当社または第三者に損害が発生した場合、契約者は全責任を負うものとします。
 - ① 当社警備員が警備対象物件内に立ち入ること
 - ② セキュリティステッカーを貼付すること

等

第5条 本サービスの内容

1. 出動依頼者の認証

当社による出動依頼者の本人確認は事前に当社へ提供された以下の項目で実施します。なお、依頼者以外からの出動依頼はお断りします。

- ① 警備対象物件の住所・名称、又は登録された電話番号
 - ② 依頼者が契約者と異なる場合は、警備対象物件の住所・名称および依頼者の氏名、連絡先を確認し依頼を受け付けます。
2. 本サービスは、出動依頼者からのお電話による出動依頼に基づき、主サービスで確認をした内容を前提にした警備対象物件における防犯、防災にかかわる確認が依頼内容であった場合に限り、当社の警備員が本条第3項に定める出動依頼を受けつけ、対応をするサービスです。ただし、以下の場合はサービスを提供しません。
- ① 身体介護・介助行為、医療行為、家事手伝い、徘徊者の捜索の要望
 - ② 争いごと、もめごと等の仲裁、物販者・無許可集会者等の確認および排除
 - ③ 迷惑駐車車両の確認および対処
 - ④ ゴミ・汚物・異臭・廃棄物等の確認および処理
 - ⑤ 当社が不相当と判断した場合

本サービスは、警備対象物件の外周、および主サービスでの監視範囲から当該物件の異常の有無を確認し、出動依頼者へ報告をした時点で対応を完了したものとします。なお、警察および消防機関等への通報は、出動依頼者にて行っていただきます。当社が必要と判断した場合に通報する場合がありますが、通報を行ったことまたは通報を行わなかったことにつき、当社は一切の責任を負いません。

3. 当社は、出動依頼者より出動依頼があった場合は、以下の流れで対応を行います。
- ① 当社は、出動の要請があった場合に、本条第1項の情報を確認します。
 - ② 出動の場合は、常時（24時間）、待機所より警備対象物件へ、1人もしくは

複数名の警備員が公安委員会に届け出た、当社所定の制服および装備一式を着用の上、自動車等により出動します。対応内容について出動依頼者に対し電話報告をし、現地での対応は終了するものとします。なお連絡がつかない場合には報告連絡および現地での対応は終了するものとします。

4. 当社の警備員は業務の履行に必要な知識、技能を有しています。
5. 緊急の場合は、その状況に応じた臨機の処置（警備対象物件の必要最小限での建物の破損補修等）をとることができるものとします。これにより発生する警備対象物件の損害について、当社はその責任を負いません。また、警察・消防機関・ガス会社等による入口扉等の破壊についても、当社はその責任を負いません。
6. 本サービスは、警備業法第2条第1項第1号の警備業務（機械警備業務を除く）に該当するため、警備対象物件に到着するまでの時間をお約束することはできません。
7. 当社は、契約者に対し、原則セキュリティステッカーを1枚貸与します。セキュリティステッカーは警備対象物件にのみ貼付できるものとし、契約者がセキュリティステッカーをその他の物件に譲渡することはできません。

第6条 本契約の申込

契約者は、本約款を承認の上、所定の申込書に必要事項を記載し、主サービス提供事業者を通じて、当社に提出するものとします。

第7条 申込の承諾

1. 当社は、申込の内容に不備等がある場合、本サービスの利用申込を承諾しない場合があります。
 - ① サービス提供エリア外の場合
 - ② お客様が本約款に違反する恐れがある場合
 - ③ 申込内容に虚偽の記載があった場合
 - ④ 契約者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
 - ⑤ 本サービスの提供が著しく困難である場合
 - ⑥ その他、主契約または本契約締結が不相当である場合
2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申込を承諾しなかった場合は、当社は主サービス提供事業者を通じて、契約者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第8条 本契約の成立と利用開始日

本契約の申込に基づき、当社にて必要な手続きを行い、その申込を受けつけ、当社より10日以内に申込不成立の通知がない場合をもって、本契約が成立したものと

とします。利用開始日については、別途当社より契約者へ通知するものとします。

第9条 契約期間・更新期間

契約の有効期間は、前条に定める利用開始日から1年間とします。ただし、契約期間満了の1か月前までに当社、契約者いずれからも当社所定の書面または当社指定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第10条 申込書記載事項の変更

1. 契約者は、申込書に記載した事項に変更がある場合には、当社に対し、当社の定める方法により主サービス提供事業者を通じて通知するものとします。
2. 当社は、本約款第7条の規定に準じ、本条第1項の通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該契約者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
3. 本条第1項の規定による変更の場合は、契約者からの書面または当社指定の方法により、当社が受領した日から10日以内で変更を当社にて実施するものとします。なお、当社から契約者に対して変更完了のお知らせはしないものとします。
4. 当社が特に認める場合に限り、契約者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で本契約の通知ができるものとします。
5. 警備対象物件住所が変更となる場合には、本契約を解約し、新たに契約するものとします。
6. 本サービスの変更・解約は、主サービス提供事業者の指定する方法により当社にお申込みいただくものとします。なお、ご契約者確認に必要な情報は、厳正に管理ください。

第11条 名義変更

1. 契約者が本契約の名義変更を希望する場合は、当社の定める方法により主サービス提供事業者を通じて通知するものとします。
2. 名義変更の内容により、お受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。
3. 前項の名義変更により、本契約を継承する者は、契約者が負う一切の義務を継承するものとします。

第12条 権利譲渡の禁止

契約者は、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第13条 サービス提供の停止

次の場合は本サービスの提供ができないことがあります。

- ① 天災・地変その他の非常事態が発生した場合
- ② 次の各号に該当する場合
 - I. 本約款第16条に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠る恐れがある場合
 - II. 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - III. その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
- ③ 主サービスの提供ができない状態にある場合

第14条 契約者が行う本契約の解約

1. 契約者は、毎月月末付にて本サービスを解約することができます。この場合、当該契約者は、解約希望日の1か月前までに、当社に対し主サービス提供事業者を通じて当社の定める方法により通知するものとします。
2. 当社が前項の通知を受理した日が属する月の翌月末日を、本サービスの利用終了日と定めます。
3. 主契約が解約または解除された場合は、本条前二項の規定にかかわらず、主サービスの利用終了日に、本サービスを解約したものと取り扱います。また、この日を本サービスの利用終了日と定めます。
4. セキュリティステッカーは、当社から契約者への貸与物です。従って本契約の解約時は必ず契約者より当社にご返却いただきます。なお、原則として契約者ご自身でセキュリティステッカーを剥がしていただくものとし、セキュリティステッカーを剥がす際に貼り付け部分およびその周りに傷がついた場合（当社スタッフが契約者の代わりにセキュリティステッカーを剥がした場合を含みます）、これについて当社は責任を負いかねます。

第15条 当社が行う本契約の解除

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款第9条の規定にかかわらず、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 本約款第5条第2項①～⑤に定める対応不可の事項による出勤依頼が改善されない場合
 - ② 本約款第13条②③の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当社の定める期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - ③ その他当社、契約者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合

2. 当社は、契約者が本約款第13条②③に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条の定める本サービスの提供の停止をすることなく本契約を解除できるものとします。
3. 当社は、本条第1項および前項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面または当社指定の方法により契約者にその旨を主サービス提供事業者を通じて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 本条第1項および第2項の規定により本契約が解除された時は、本契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第16条 料金等

本サービスに関わる料金等は、別表1に定めるとおりとします。

当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヶ月前までに、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第17条 料金の支払い

1. 契約者は、本約款第16条に定める料金等、当社が契約者に対して有する債権を当社が主サービス提供事業者に譲渡することを承諾します。この場合において、当社および主サービス提供事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。
2. 前項の規定により、当社が譲渡する債権に関する取扱いについては、主サービス提供事業者が定めるとおりとします。
3. 契約者は、本条第1項の規定により、当社が主サービス提供事業者に譲渡した債権の額に相当する料金等を主サービス提供事業者を支払う義務を負うものとします。
4. 契約者は、契約開始日の属する月の翌月分から本約款第16条に定める月額利用料金を、前項に基づき主サービス提供事業者を支払うものとします。
5. 契約者は、出勤依頼者が当社に出勤依頼をした時点で本約款第16条に定める出勤料金を支払う義務を負うものとし、本条第1項乃至第3項に基づき主サービス提供事業者を支払うものとします。

第18条 料金等の請求時期および支払い期日等

本約款第16条に定めた利用料金の請求時期および支払い期日等は主契約に準じるものとします。

第19条 本契約終了時に伴う料金等の精算方法

本約款第14条または本約款第15条の規定により、月の途中で本契約が解約または

解除されたときは、料金等は本約款第14条または本約款第15条に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第20条 遅延損害金

契約者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を本約款第17条に定める方法により当社に支払うものとします。

第21条 損害賠償

1. 当社は、本約款に基づくサービスの提供時に損害が発生した場合について、以下のとおり定めます。ただし、損害の賠償は契約者と当社の間で行うものとします。

① 当社の責による契約者への損害賠償

I. 損害賠償の対象

当社の故意または過失から、直接契約者に与えた損害

*当社の駆けつけ業務が適正に履行された場合は、その責任を負いません。

② 賠償額

重過失の場合を除き当社は法律上の賠償責任に基づき次の賠償額を限度として契約者に損害金をお支払いします。ただし、契約者は書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。

I. 人的損害・物的損害併せて1事故につき10億円まで。

II. 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で1億円まで。

なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。

③ 契約者の義務・債務の不履行時における損害賠償

本約款第15条における契約者事由により本契約が解除された際は、当社に発生した損害および弁護士費用等について、当社は契約者に請求する権利を有するものとします。

④ 免責事項

以下の項目に該当する損害の場合、当社は責任を負わないものとします。

I. 本約款に定めた各条項を契約者が履行しないことに起因する損害。

II. 契約者の故意または過失による損害。

III. 主サービスの提供ができないことによる損害。

IV. 天災・地変その他不可抗力により契約者が被った損害。

V. 屋外に所在する契約者、居住者の財物について発生した損害。

- VI. 現金・貴重品について、警備対象物件においてこれを容易に持ち運び可能な状態に保管してあった場合（例：現金を机の上に放置したまま外出する等）に生じた損害。

第22条 特約

1. 高額商品を扱う場合の特約

- ① 主として宝飾・貴金属・美術品・高級家具・家電製品・その他これに類する高額商品を製造、販売または保管することを業としている場合は、契約者の責任と費用負担で保険を付保することにより当該高額商品の損害を補てんするものとし、当該高額商品にかかわる損害については全て契約者の付保する保険により処理いただくものとします。
- ② 前述に記載の保険の引受保険会社が持つ当社に対する代位求償権について、保険会社との間でこれを放棄するよう取り決めていただくものとします。

2. 本約款第5条に定める警備員対応時に関する特約

- ① 警備員が依頼出動対応時に、警備員の人命に影響を及ぼす重大な危険性がある場合またはその可能性があると判断した場合、原則として警備対象物件へ立ち入りません。その場合に警備員が警備対象物件に立ち入らなかったことにより発生した損害について、当社はその責任を負いません。
- ② 警備員が依頼出動対応時に、警備対象物件の門扉、フェンス、その他の外周扉等が、施錠、閉鎖その他の理由により開放されていない状態にある場合、警備員は原則として警備対象物件へ立ち入らず、外周点検のみを実施するものとします。この場合において、警備員が警備対象物件に立ち入らなかったことにより発生した損害について、当社はその責任を負いません。
- ③ 当社は、契約者が届け出た住所その他警備対象物件に関する情報の不備、誤りまたは不足により、駆けつけサービスを提供できなかった場合に発生した損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、その責任を負いません。

第23条 本サービスの廃止

1. 当社は、都合により本サービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、本サービス廃止日を本サービスの利用終了日と定めます。
2. 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の2ヶ月前までに、主サービス提供事業者の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。ただし、当社の責に帰さない事由により本サービスを廃止する場合はこの限りではありません。
3. 主サービスが廃止される場合には、主サービスの廃止日を本サービスの廃止日と

し、その日を本サービスの利用終了日と定めます。

第24条 個人情報の取り扱い

契約者の個人情報の取り扱いについては、当社ホームページに定めます。

ただし、以下の者は当社が契約者の個人情報を提供する第三者であることを契約者は予め同意するものとします。

- ① 主サービス提供事業者
- ② 当社および①の業務委託会社
- ③ 当社および①における、それぞれの顧問弁護士・税理士・会計監査人

第25条 反社会的勢力の排除

1. お客様および当社は、相手方に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」と表示します）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(ア)お客様および当社は、相手方に対し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告することなく本契約を解除することができるものとします。

- ① 暴力団等反社会的勢力である場合
 - ② 暴力団等反社会勢力が事業活動を支配し、または反社会的勢力に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する法人その他の団体である場合
 - ③ 法人その他の団体で、その役員または従業員のうちに暴力団等反社会的勢力に該当する者のあるもの
 - ④ お客様、当社、もしくはそれぞれの関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法行為または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行った場合
2. 契約者または当社が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責を負わないものとします。
 3. 本条第2項の規定により契約者または当社が、本契約を解除した場合において、相手方は解除者に生じた損害について賠償する責めを負うものとします。

第26条 再委託

1. 当社は、本約款に定める当社のサービス提供業務の一部または全部を事前に契約者に承諾を得ることなく第三者に再委託することができるものとします。
2. 本約款第5条第1項乃至第6項については、別表2に記載した委託先警備会社に

再委託するものとします。

第27条 権限

当社が本サービスを提供するために必要な権限は、契約者が当社に付与し、業務の指揮運営の権限は当社に属するものとします。

第28条 本約款の変更

本約款は、契約者の契約期間中に変更となった場合、主サービス提供事業者の定める方法にて最新版を告知させていただくものとします。

第29条 本サービスに関する要望・苦情等の受付窓口

東急セキュリティ株式会社 営業担当 電話番号：03（6866）7109

第30条 関連法令の遵守

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第31条 管轄裁判所

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要がある時は、当社本社所在地の管轄裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第32条 協議事項

本約款および主契約に定めのない事項について、本サービスにおける疑義が生じた場合は、契約者と当社において誠意をもって協議するものとします。

第33条 附則

1. 本約款は、2026年4月1日から適用するものとします。
2. 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。

別表1（本表に記載する金額は全て税込みです。）

1. 月額利用料金

本サービスにおいて、月額利用料金は以下のとおりとします。

サービス	月額利用料金
東急セキュリティ駆けつけサービス(戸建住宅版) (鍵預託なし)	1,320 円/件

※出動料金は別途発生します。

2. 出動料金

本サービスにおいて、出動を要請した場合の料金は以下のとおりとします。

出動料金	6,600 円/回
------	-----------

別表 2

1. 本約款第 26 条第 2 項に記載のとおり、本約款第 5 条第 1 項乃至第 4 項の事項を再委託できるものとします。

委託警備会社

名称：セントラル警備保障株式会社

代表取締役執行役員社長 市川 東太郎

本社所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

代表番号：03（3344）1711